

## 気象警報発令時の対応について【後期課程】

- 1 生徒は、登校前において、松山地方気象台による「暴風警報」「特別警報」のいずれかが、「東予西部」に発令されている場合は、登校はせず、登校準備をして「自宅待機」する。

今治以外の地域に居住している生徒は、居住地域（例「東予東部」）に「暴風警報」「特別警報」のいずれかが、発令されている場合は、登校はせず、登校準備をして「自宅待機」する。

- 2 上記の警報等が午前10時までに解除された場合、後期生は午後の授業の準備をし、安全に十分配慮して、5限目の授業開始時刻にあわせて登校する。
- 3 上記の警報等が午前10時までに解除されない場合は、自宅で学習する。
- 4 船・電車・バス等、公共の交通機関を利用している生徒は、午前10時までに交通機関が利用できない場合、自宅で学習する。
- 5 「大雨警報」が発令されている場合は、後期生は安全に配慮して登校する。
- 6 各種の「注意報」が発令されている場合は、安全に配慮して登校する。
- 7 その他の場合については、必要に応じて「生徒緊急連絡網」を通して連絡する。
- 8 上記により判断し、原則として学校への電話による問い合わせはしない。学校のホームページの、「緊急連絡」の欄を確認する。
- 9 安否の確認をする場合があるので、連絡がとれるようにしておく。

## 公共交通機関（船・JR）の運行停止・遅れへの対応について【後期課程】

### 生徒の対応

- 1 運行が午前10時までに開始された場合は、速やかに登校する。
- 2 午前10時を過ぎても運行されない場合は、「自宅学習」とする。ただし、しまなみ海道経由のバス通学等、他の交通機関の利用が可能ならば、通学する。

### 教員の対応

- 1 朝のSHRで、公共機関を利用して通学している生徒の出欠席を確認する。
- 2 朝のSHR終了後、直ちに職員室の出欠黒板に、運休、遅延による欠席者名を記入する。
- 3 授業担当者は、遅れて登校した生徒の有無を確認して、教務課長に報告（授業後）する。
- 4 公共交通機関の運休・遅延による欠席・遅刻は公欠公遅刻扱いとし、出席簿にその旨記入する。